

**令和5年度 門真市公民連携デスク地域課題解決支援実施事業
選定委員会実施要領**

1. 実施方法等

- (1) 申請者は、自ら提案する内容に沿って提案内容のプレゼンテーションを行い、審査委員から質疑を受けるものとする。
なお、プレゼンテーションの説明内容は、提出期限までに提出した企画提案書に係るものとし、プレゼンテーションの場で追加の提案や新たな資料の提出、配布は認めない。
ただし、プロジェクターに投影する資料の配布は認める。資料配布を希望する場合は事前に市に連絡の上、当日8部持参すること。
- (2) プレゼンテーションに必要な機材のうち、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。パソコンやその他の機器を使用する場合は事前に市に連絡の上、当日持参すること。
- (3) プレゼンテーションの出席者は、原則として、本事業の採択を受けた場合に従事する予定の者3名以内とする。
- (4) プレゼンテーションの内容については非公開とする。
- (5) 選定委員会（プレゼンテーション形式）参加に要する費用について、市は負担しない。

2. 実施日時及び場所

- ◆ 日時：令和5年6月12日（月）9時45分
- ◆ 場所：門真市役所 本館2階 大会議室
- ※ 各申請者の開始時間については、別途連絡する。

3. タイムスケジュール

プレゼンテーションの配分時間は、以下のとおりとする。

- ◆ 準備 3分
- ◆ 説明 15分
- ◆ 質疑応答 10分

4. 審査・評価

(1) 審査及び評価の方法

本選定委員会の評価は、本市職員で構成する門真市公民連携デスク地域課題解決支援実施事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、門真市公民連携デスク地域課題解決支援実施事業募集要項（以下「募集要項」という。）8. 評価視点・配点で示す評価基準表に基づき、各審査員が項目ごとに数値化して採点し、評価基準表の項目について審査及び総合的に評価を行う。

評価は5段階で行い、評価基準表の各項目の配点に下表のとおり係数を乗じて、評価点を算出する。

評価		係数
A	非常に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	普通	0.6
D	やや劣っている	0.4
E	劣っている	0.2

なお、合計点の最も高い者が2者以上いるときは、該当者のうち、評価基準表の項目「課題解決力」が高い申請者を上位とし、「課題解決力」も同じ者が複数あるときは、評価基準表の項目「実現可能性」が高い申請者を上位とする。2項目とも同じ者が複数あるときは、「地域への影響」、「業務遂行能力」、「事業の先駆性・先進性」の順に点数の高い申請者を上位とする。

ただし、合計点が70点未満となった申請者は、採択事業者としない。

(2) 採択事業者の選定

(1)の評価の結果、合計点が最も高い者を採択事業者として選定する。ただし、採択事業者の選定後に不測の事態が生じた場合は、次点の審査・評価を得た者を採択事業者に繰り上げる。